



報道発表資料の配付日時 6月15日(火) 15時00分

発表項目 (行事名)	「令和2年度 水産業・漁村の動向等に関する年次報告」 及び「令和2年度 森林づくりの動向等に関する年次報告」 について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 本日、北海道議会第2回定例会において、「北海道水産業・漁村振興条例」及び「北海道森林づくり条例」に基づき、「水産業及び漁村の動向並びに水産業及び漁村の振興に関して令和2年度に講じた施策」及び「森林の状況及び森林づくりに関して令和2年度に講じた施策」についての報告を行いましたので、お知らせします。</p> <p>○ 配付資料</p> <p>(1) 「令和2年度 水産業・漁村の動向等に関する年次報告」の概要 (2) 冊子「令和2年度 水産業・漁村の動向等に関する年次報告」 (3) 「令和2年度 森林づくりの動向等に関する年次報告」の概要 (4) 冊子「令和2年度 森林づくりの動向等に関する年次報告」</p>		
参考			

報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)水産記者クラブ、林政記者クラブ	

担当 (連絡先)	水産林務部総務課水産企画係 (担当者: 千代谷京) TEL 011-204-5457 (係直通) 内線28-153 水産林務部総務課林務企画係 (担当者: 立原泰直) TEL 011-204-5458 (係直通) 内線28-154
-------------	--

「令和2年度 水産業・漁村の動向等に関する年次報告」の概要

令和3年6月
北海道水産林務部

トピックス この1年の出来事

- 1 ～特集～新型コロナウイルスが与えた本道水産業への影響とその対策
新型コロナウイルス感染症により、外食産業における需要の減退や流通機能の停滞を背景とした国内消費の低迷から魚価安が発生したほか、国内外の移動制限に伴う漁業・水産加工業での人手不足、世界的な外食需要の減少による輸出停滞などの影響がみられた。漁業者や漁協の資金繰りを支援する経営対策や、道産水産物を学校給食用の食材に無償提供するなどの消費拡大対策に支援した。
- 2 令和2年本道の漁業生産（速報）
サケ、コンブ、サンマ、スルメイカ等の主要魚種が記録的不漁となったが、ホタテガイ、イワシなどは前年を上回り、生産量は前年比6%増の114万トン、一方、新型コロナウイルスの影響による魚価安などから、生産額は同16%減の2,013億円となる見込み。
- 3 水産政策の改革（改正漁業法の施行、水産物流通適正化法の成立）
水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立に向け、資源管理措置、漁業許可、免許制度等を見直すための「漁業法等の一部を改正する等の法律」が令和2年12月1日に施行されたことに伴い、海面と内水面に区分して定めていた漁業調整規則を廃止し、新たに「北海道漁業調整規則」を制定・施行した。
また、輸出品を含めて違法漁獲物の流通を防止するため、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が令和2年12月11日に公布された（2年以内に施行）。
- 4 国際貿易協定を巡る動き（日英EPA及びRCEP協定）
令和2年2月に英国がEUを離脱。日英間で10月に新たな枠組みを定めた「日英EPA」に署名し、令和3年1月1日に発効された。
令和2年11月15日には、平成25年から交渉が続けられていた「RCEP協定」が合意となり、ASEAN10カ国に加え、日本の最大貿易国である中国や同3位の韓国を含む15カ国が協定へ署名、日本の貿易額全体のうち参加国との取引は約5割に上る。

北海道水産業・漁村の概要

漁業・加工業の生産状況や就業者などのデータを用い、本道水産業・漁村の概要や道の水産政策を紹介。

第1部 水産業・漁村の動向

第1章 世界と我が国の水産業の動向

I 世界の漁業生産

令和元年の世界の漁業生産量（養殖業含む）は前年比3.1%増の2億1,191万トンで、過去最高。

II 国内の漁業生産

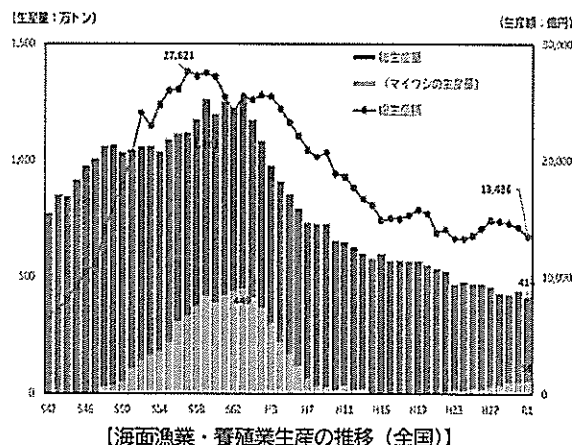
令和元年の我が国の漁業生産量（養殖業含む）は前年比5.1%減の414万トン、漁業生産額は前年比2.4%減の1兆3,486億円。

III 水産物の需給

令和元年度の国内消費仕向量は前年比1.0%増の723万トン。我が国の食用魚介類の自給率は前年をやや下回る56%。

IV 水産政策の動向

国では、水産施策の改革に向けて、平成29年4月に水産基本計画を改訂するとともに、新たな資源管理システムの構築や漁業許可制度の見直しなどを内容とする「漁業法等の一部を改正する等の法律案」が平成30年12月に可決・成立し、令和2年12月に施行した。



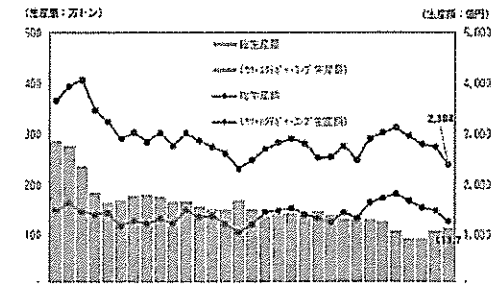
第2章 北海道水産業・漁村の動向

I 水産業の動向

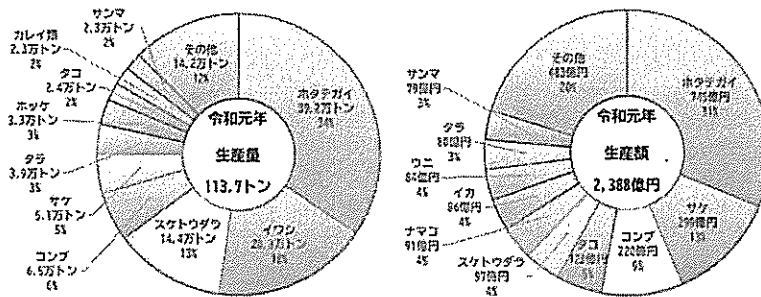
1 漁業の状況

(1) 漁業生産の状況

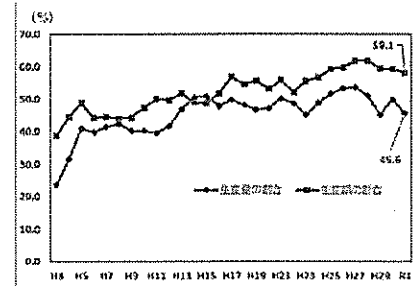
- 令和元年の本道海面漁業・養殖業の生産量(属地)は前年比5.1%増の113.7万トン、生産額は前年比12.7%減の2,388億円。
- 魚種別では、ホタテガイが生産量で39.2万トン(全生産量の34%)、生産額で745億円(全生産額の31%)と最も多い。
- 各海域の沿岸漁業生産額に占める栽培漁業の割合は、オホーツク海海域の88%に対し、日本海海域では51%と低く、回遊性資源への依存度が高い。また、両海域の漁協組合員1人あたりの生産額は、オホーツク海海域の3,783万円/人に対し、日本海海域では1,121万円/人と海域間で3倍以上の格差が生じている。
- 本道周辺海域の主要魚種の資源水準は、スルメイカ、サンマなどが低水準。特定魚種の採捕量の上限を定めるTAC制度や漁業経営安定対策などによる資源管理を実施。
- 令和元年の漁業総生産に占める栽培漁業対象種の割合は、生産量では46%、生産額では58%。今後の水産業の振興に栽培漁業の果たす役割は一層大きくなっていることから、海域の特性に応じ栽培漁業を推進。
- 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上を目指し、魚礁・産卵礁の設置、藻場・干潟の保全などに貢献する増養殖場の造成を実施。



【本道の海面漁業・養殖業生産の推移(属地)(生体重量)】



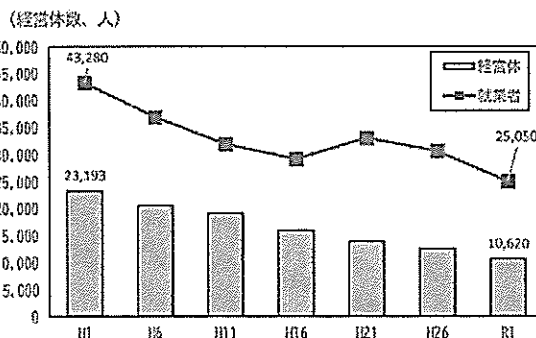
【魚種別生産(属地)(生体重量)】



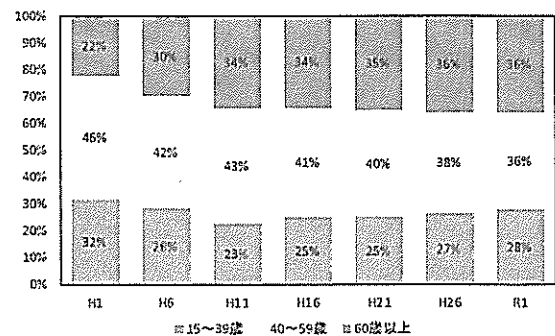
【漁業総生産に占める栽培漁業生産の割合】

(2) 漁業経営の状況

- 令和元年の本道の漁業経営体数は1万620経営体で、前年に比べて469経営体の減少。
- 令和元年の本道の漁業就業者は2万5,050人。また、男子就業者の36%が60歳以上であり、依然として高齢者の割合は高い。
- 平成30年の本道の漁労所得は前年比7%増の301万円で、本道の農業所得や勤労者世帯実収入を大きく下回る水準。
- 漁業研修所において、漁業技術研修や漁業就業促進に研修等を行うとともに、北海道漁業就業支援協議会と連携し、受入環境の整備の促進など、漁業就業者の確保に向けた取組を実施。



【漁業経営体・就業者の推移】



【男子就業者の年齢別構成比の推移】

(3) 漁業協同組合の状況

本道の漁協数は 85 組合で、そのうち沿海地区漁協（正准）70 組合、組合員数 1 万 6,107 人。令和元年度の事業損益が赤字の沿海地区漁協は半数の 35 漁協となっており、経営改善に向けた組織・事業体制の見直しなどが必要。

2 水産加工業の状況

(1) 加工生産の状況

平成 30 年の本道の水産加工品の生産量は 54.3 万トン、うち冷凍水産物が 30.5 万トンで全生産量の 56% を占める。

(2) 加工業経営の状況

平成 30 年の本道の水産食料品事業所数は 792 事業所、前年から 3 事業所増加。

3 水産物の消費流通の動向

(1) 流通の動向

本道の水産物の販路は、水産加工食品向けが 6 割を占める。

令和 2 年の国内主要市場の取扱量では、サケは 45%、ホタテガイは 61% が道外市場で取扱されるほか、国外にも出荷。

(2) 消費の動向

令和元年の本道における 1 世帯当たりの年間の魚介類支出金額は、食料支出金額全体の 9.2% の 8.1 万円で、肉類・乳卵類の支出金額を下回っている。

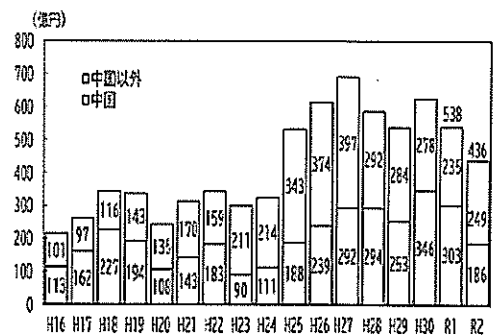
4 食の安全・安心や消費拡大に向けた取組

(安心・安全に向けた取組)

- 道産水産物の鮮度保持に必要な技術等の普及や、ホタテガイ等の貝毒検査、海水中の貝毒プランクトンの発生状況のモニタリングを実施。

(消費拡大に向けた取組、道産水産物の輸出の取組)

- 国内での魚食普及や道産水産物の販促活動、海外への輸出促進の取組を実施。
- 令和 2 年の道内港からの「魚介類・同調製品」の輸出額は、新型コロナウイルスの影響で外食需要が減少し産地価格が下落したことなどにより、436 億円に減少。



【魚介類及び同調製品の道内港からの輸出】

II 漁村の動向

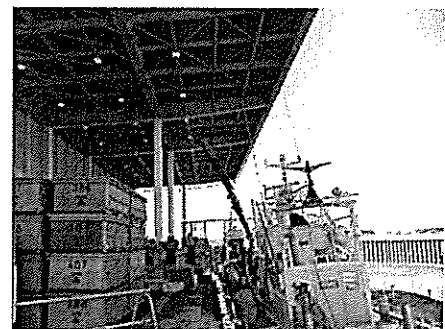
1 漁村の現状

(1) 漁村の現状

令和元年度の漁港背後集落人口は 18 万人で、10 年前に比べて 18% 減少。65 歳以上の占める割合は 39% と増加し、過疎化や高齢化が進行。

(2) 漁村の基盤整備

快適な就労・生活環境や防災、衛生管理など多様化するニーズに対応した総合的な漁港・漁村の整備を実施。



【衛生管理強化のため屋根付き岸壁を整備した漁港】

2 漁村の活性化に向けた取組

(1) 海洋レクリエーションの動向

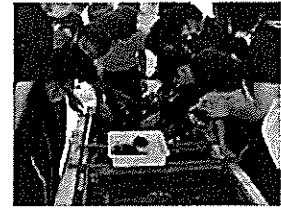
- 海洋レクリエーションの需要が増大し、漁船とプレジャーボート等が協調した漁港や漁場の利用が求められている中、令和 2 年度は全道 243 漁港のうち 98 港（117 地区）でプレジャーボート等の利用が可能。
- 主に漁業者等で構成される水難救難所は、海難事故の救助や災害時の出動など幅広い活動を実施しており、救助活動や事故防止に向けた普及活動などに支援。

(2) 地域活動の展開

- 青年・女性漁業者等が、魚食普及や植樹、地域のイベントでの特産品の販売などの地域活動を展開。漁業者の情報交換や技術向上を目的とした交流等の取組を支援。

III 道民理解の促進

水産業・漁村が担う多様な役割について、道民の理解を深めるため、漁業者や道職員等による「出前授業」や「体験学習」等の取組を実施。



【出前教室】

IV 試験研究等の取組

1 試験研究の取組

(1) 試験研究の体制

「地方独立行政法人北海道立総合研究機構」の道内7つの水産試験場が、大学や国立研究所等関係機関と連携を図りながら試験研究や技術支援を実施。

(2) 試験研究の取組

水産試験場において、「地域を支える漁業の振興」や「新たな資源の有効活用と高度利用の推進」、「自然との共生を目指した水産業の振興」に関する試験研究を推進。

2 技術普及の取組

道内24ヶ所の水産技術普及指導所・支所において、増養殖・資源管理、加工に関する知識・技術の普及、経営改善指導、後継者の育成など総合的な普及活動を実施。

第2部 令和2年度に講じた施策

第1章 施策推進の基本方向と重点施策

平成30年3月に策定した「北海道水産業・漁村振興推進計画（第4期）」に基づき、施策推進の基本的な5つの方針「海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と安定化」「漁業経営体の収益性向上と人材の育成・確保」「安全で良質な道産水産物の安定供給と消費拡大」等に沿って取組を推進。

令和2年度は、主要魚種の生産低迷と、新型コロナウイルスの感染拡大による水産物の需要の減退や価格の低下などに対応するため「北海道水産業の緊急対策」を取りまとめ、対策を推進。「漁業生産の早期回復」、「道産水産物の消費拡大」の項目に加え、新型コロナウイルス対策を重点的に実施。

第2章 水産業・漁村の振興に関して講じた施策

1 栽培漁業の推進

- ・ 来遊量が大幅に減少している秋サケについて、心化場の改修や改良餌料の導入による稚魚の飼育環境の改善等に取り組んだほか、噴火湾の養殖ホタテガイの安定的な生産に向け「ホタテガイ生産安定対策事業」を実施し、現況にあった新たな養殖管理マニュアルの作成に必要な飼育試験等に取り組んだ。
- ・ 種苗放流による効果的な資源増大や安定生産が期待される養殖などの取組を一層推進し、生産の回復と増大を図るため、栽培漁業の重点的な取組などを示す「栽培漁業の推進方向」を令和3年3月に策定した。

2 協同組合組織の経営の安定

- ・ コロナ禍により経営が圧迫され、資金調達が必要となった漁協における各事業の継続運営に必要な経費を支援するため、貸付金に対する利子補給を行った。
- ・ 道や国が措置した漁業者・漁協向けの支援策について、「漁業者・漁協向け支援策ガイドブック」として取りまとめ、広く情報提供した。

3 水産物の競争力の強化

- ・ 漁獲が増加傾向にあるマイワシ等を有効に活用するため、道内主要都市の飲食店129店舗でマイワシ料理を提供したほか、マイワシの販売に合わせてレシピを配布する「北海道マイワシフェア」を開催した。
- ・ コロナ禍の影響を受けた道産水産物について、生産者団体が実施したインターネットの検索サイトのウェブバナー広告やJR車内での広告といった道産水産物のPR活動に対して支援した。
- ・ 漁協の通販に焦点を当てた「おうちで！道産水産物お取り寄せキャンペーン」を実施して巣ごもり需要に対応した魚食普及を図った。

「令和2年度 森林づくりの動向等に関する年次報告」の概要

令和3年6月
北海道水産林務部

トピックス

I 新型コロナウイルス感染症の影響と対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大により、道産木材の需要が大幅に減少するなど、道内の林業・木材産業に大きな影響。
- ・ 官民が一体となり情勢の分析や必要な対策の検討を行い、道有林と国有林が連携して木材の供給調整を行ったほか、滞留している原木の保管や、道産木材を活用した住宅・店舗などの建築に対する支援などを実施。

II 北海道らしい林業イノベーションの推進

- ・ 産学官の連携のもと、ICT等を活用した森林情報の把握や木材の生産情報の共有、造林作業等の省力化・低コスト化に向けた取組を推進したほか、本道の強みや特性を活かした北海道らしいスマート林業の実現に向けて、令和3年3月に「北海道スマート林業推進方針」を策定。
- ・ 都市部における建築物の木造化を促進するため、建築関係者などと連携し、道産木材を活用した中層（4階建て）木造建築の設計を促す「木造建築プラン」の作成に向けた検討などを実施。

III 「北森カレッジ」の開校

- ・ 令和2年4月に「北海道立北の森づくり専門学院」（略称：北森カレッジ）を開校し、第1期生として道内外から34名が入学。実習に重点を置いた幅広いカリキュラムにより、生徒は基礎的な知識や実践的な技術を習得。
- ・ 第2期生の募集に当たり、オープンキャンパスの開催やSNSなど多様なツールを活用したPR活動などを行い、募集定員の40名が入学。

IV 木育の道民運動としての推進

- ・ 木育の活動を全道に広げるため、木育マイスターによるワークショップなどへの支援や、認定こども園と連携した木育教室など、民間団体や教育機関など多様な主体と一体となって木育活動を推進。
- ・ 平成30年に制定した「北海道植樹の日・育樹の日条例」の普及PRや、感染症の影響により1年延期となった「第44回全国育樹祭」の開催1年前に記念イベントを実施。

第1部 森林づくりの動向

第1章 世界と我が国の森林の動向

I 森林づくりをめぐる国際情勢

- ・ 令和2年(2020年)の世界の森林面積は約40億ha。森林の年平均の減少面積は1990-2000年は780万haであったが、2010-2020年は470万haと減少傾向。

II 全国の森林づくりの動き

- ・ 全国の森林面積は2,505万haで、国土面積に占める割合は66%。
- ・ 令和元年の木材需要量は、8,191万m³と前年より57万m³減少。国産材自給率は37.8%に上昇。
- ・ 令和元年度から、市町村と都道府県に森林環境譲与税の譲与が開始。令和2年度税制改正において、2年度以降の譲与額が見直され、全国の譲与額は元年度の2倍の400億円に増額。

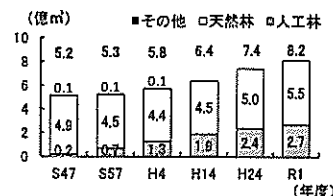
第2章 北海道の森林づくりの動向

I 森林・林業・木材産業の状況

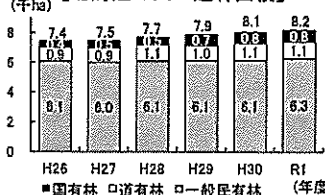
1 森林の状況

- ・ 本道の森林面積は554万haで、全国に占める割合は22%。
- ・ 森林蓄積は8.2億m³で、全国に占める割合は16%。
- ・ 人工造林面積は、利用期を迎えた人工林の伐採後の造林が進んでいることから緩やかな増加傾向にあり、令和元年度は約8.2千ha。
- ・ 間伐面積は、令和元年度は約4.3万ha。

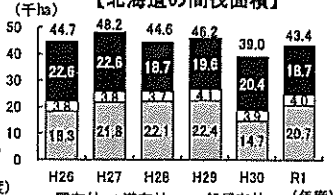
【北海道の森林蓄積の推移】



【北海道の人工造林面積】



【北海道の間伐面積】



(※計の不一致は四捨五入による)

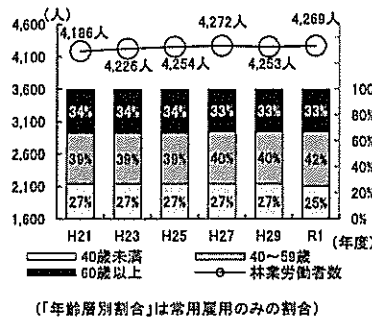
2 林業の状況

- 林業労働者数は、平成25年度以降おおむね横ばいで推移しており、令和元年度は4,269人。

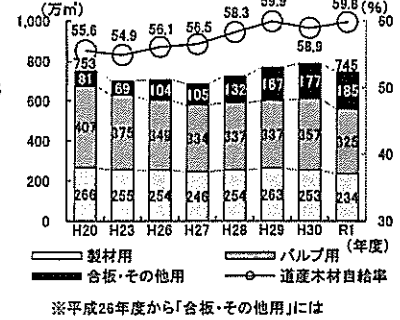
3 木材産業の状況

- 令和元年度の道産木材自給率は、前年から0.9ポイント上昇し、59.8%。木材需要量は、745万m³で前年比94.7%。

【林業労働者数と年齢層別割合の推移】



【北海道の木材需給量と道産木材自給率の推移】



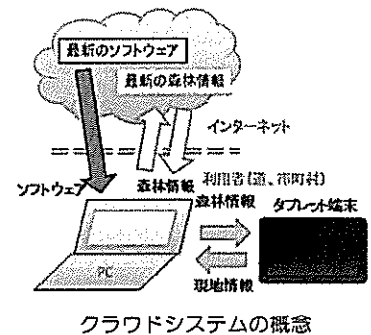
II 北海道の森林づくりに関する取組

1 森林資源の循環利用の推進

1-1 森林の整備の推進及び保全の確保

○ 適切な森林管理体制の構築

- 胆振東部、宗谷及び網走東部の3森林計画区で地域森林計画を樹立するとともに、市町村森林整備計画の実行管理や森林経営計画の作成に対し支援。
- インターネット上で森林情報を共有できる森林統合クラウドシステムを整備し、タブレット端末により、市町村や森林組合が現地で活用できる機能を充実。
- 森林認証パネル展の開催や地域の商業施設での森林認証製品の展示などを行い、森林認証制度を普及。



○ 資源の充実に向けた計画的な森林の整備

- 公共事業等を活用し、計画的な伐採や再造林、効率的な施業の基盤となる路網整備を推進。
- 造林用苗木の安定供給に向け、道有採種園の整備のほか、民間事業者のクリーンラッチ採種園の造成を支援し、約35haの造成を完了。
- 「北海道コンテナ苗利用拡大推進方針」に基づき、コンテナ苗の利用拡大に向けた取組を実施。
- 平成30年北海道胆振東部地震により被災した林地や治山施設は、緊急性の高い箇所から優先的に災害復旧事業を実施してきたほか、森林の復旧を加速するため、「胆振東部地震被災森林復旧指針」を令和3年3月に策定。



クリーンラッチ採種園の造成

○ 多様で健全な森林の育成・保全

- 2050年「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、「北海道森林吸収源対策推進計画」を改定し、森林による二酸化炭素の吸収量の目標などを設定。
- 人工林伐採跡地の解消と発生防止を図るため、高解像度の衛星画像を森林統合クラウドシステムに導入し、市町村や森林組合などが最新の森林情報を共有。

○ 事前防災・減災に向けた治山対策の推進

- 豪雨や地震により山地災害が発生した箇所の早期復旧に努めるとともに、荒廃した山地の復旧や山地災害の未然防止を図る「山地治山事業」を実施。
- 過去に設置した治山施設の適切な維持管理・更新を進めていくため、各施設の維持管理方針を定めた「個別施設計画」を策定。



山腹崩壊後の復旧

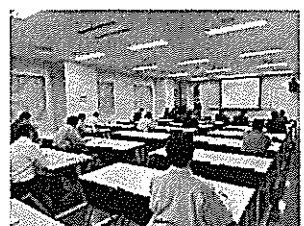
1-2 林業の健全な発展

○ 森林施業の低コスト化及び生産性の向上

- ICTなど先進技術を活用し、森林施業の低コスト化や生産性・安全性の向上などを加速させるため、令和2年5月に林業機械化の推進方向を示す「北海道高性能林業機械化基本方針」を改定。

○ 林業事業体の育成

- 「北海道林業事業体登録制度」の登録事業体などを対象とし、労働災害防止に向けた研修会や経営力向上のためのセミナーを開催。



林業経営力向上セミナー

○ 人材の育成・確保

- ・地域の森林づくりを担う林業労働者を育成するため、関係団体と連携し、林業の基礎知識や機械操作の技術・技能習得に向けた研修の開催、資格取得への助成などに取り組んだほか、北森カレッジにおいて、林業・木材産業の即戦力となり、企業の中核となる人材を育成。
- ・新規就業者を確保するため、インターンシップなど就業体験やSNS等による林業の魅力発信、オンラインによる林業就業者のトークイベントなど、コロナ禍における非対面型の手法も取り入れた取組を実施。



林業就業者による
オンライントークイベント

1-3 木材産業等の健全な発展

○ 地域材の利用の促進

- ・公共建築物の木造・木質化に向けた市町村等への技術支援や、住宅・事務所等の民間施設での道産木材の利用を支援。
- ・道産CLTの利用拡大に向けて、産学官が連携し、需要の創出・拡大を推進。（道内におけるCLTを利用した建築物は累計29件）
- ・道外・海外への道産木材・木製品の販路拡大を図るため、「HOKKAIDO WOOD」のブランド力の強化に向けて、関係団体・企業等と連携し、オンラインを活用してセミナーや台湾展示会への出展等プロモーション活動などを実施。



ウェブセミナー

○ 木材産業の競争力の強化

- ・付加価値が高く、品質の優れた製品の供給体制の構築に向け、プレカット工場などの整備を支援。
- ・原木を安定的に供給するため、林業事業者等と木材加工業者との協定の締結による計画的な間伐を推進。

2 木育の推進

2-1 道民の理解の促進

- ・木育活動に関するアドバイザーやコーディネーターの役割を担う「木育マイスター」の育成研修を開催し、14名を認定。既認定者に対し、フォローアップ研修を実施。（マイスター認定数：累計284名）
- ・「道民森づくりの集い」や「木育ひろば in チ・カ・ホ」など、「森づくり」や「木づかい」に関連するイベントを年間通して一体的に実施する「北海道・木育（もくいく）フェスタ2020」を開催。
- ・第44回全国育樹祭の気運醸成に向けて「圏域木育フェスタ」を全道各地で開催。



木育ひろば in チ・カ・ホ

2-2 青少年の学習の機会の確保

- ・道民の森において、森林を通じて自然の恵みやすばらしさを学ぶ環境教育プログラムを小中学校16校、延べ1,173名の児童生徒に対して提供。
- ・道内の大学等と連携し、学校のカリキュラムを活用した木育講座や学生との普及啓発イベント等の取組を実施。



大学生への木育講義
(森林散策)

2-3 道民の自発的な活動の促進

- ・木育活動をまとめた「木育事例集」を発行し、道民の自発的な参画を促進。
- ・水源かん養機能の回復・維持等を目的とした道民参加・協力による「水源の森づくり」活動を推進し、これまで16の企業・団体が植樹・育樹活動を実施。
- ・道民へ木育や森林づくりをPRするため、森林ボランティア団体や企業などが参加する「道民森づくりの集い」を開催。（参加者数：763名）
- ・道民の森林づくりへの自発的な参加を促進するため、漁協女性部が取り組む「お魚殖やす植樹運動」を支援。（全道5か所、参加者数：80名）



道民森づくりの集い

3 山村地域における就業機会の確保等

- ・新規参入者を通年雇用する事業主に対して奨励金を支給し、林業への定着を促進。
- ・特用林産物等の地域資源を活用した山村振興の取組を促進。

4 森林づくりに関する技術の向上

- ・（地独）北海道立総合研究機構森林研究本部（以下「森林研究本部という。」）と情報交換や調査協力などで緊密に連携し、地域のニーズに応じた試験研究を促進。
- ・森林研究本部との「森づくり研究成果発表会」の共催や、地域関係者へ研修など、道民や市町村、森林組合等林業事業者の職員に対する技術や知識の普及指導を展開。

5 道民の意見の把握等

- ・ 地域住民が企画・計画段階から参画する道民参加の森林づくり関連事業など、森林づくり活動に道民意見を反映させる取組を展開。

6 道有林野の管理運営

- ・ 森林の多面的機能の持続的発揮を図るため、人工林の主伐・再造林を積極的に進め、健全な森林を育成。
- ・ 生物多様性の保全のため、希少野生動植物の生息状況等のモニタリングや、エゾシカ捕獲による森林被害対策を実施。
- ・ 地域と連携した森林づくりを促進するため、共同施業の推進や森林施業の低コスト化の検討に取り組んだほか、インターネットで買受希望者を募るオープンカウンター方式や道産木材の安定供給体制の構築等に資する協定販売等により、計画的かつ安定的に道有林材を供給。



大型機械による下刈作業

III 連携地域別の森林づくり

北海道総合計画の6つの連携地域別に、(総合)振興局が自ら取り組む事業(地域政策推進事業など)により地域の特性に応じた森林づくりを推進。

また、全道各地域で、林業の担い手を確保するため、林業事業者や教育機関、行政機関等を構成員とする地域林業担い手確保推進協議会で、課題の共有をはじめ、森林・林業の魅力の発信や通年雇用化、就業環境の改善などを促進する取組、北森カレッジの地域実習の受け入れなどを実施。

(道央広域連携地域：空知・後志・胆振・石狩・日高)

- ・ クリーンラーチ採種園の整備に向けた取組、建築分野における地域材利用推進、胆振東部地震で被災した森林の復旧に向けた取組、感染症影響下での木育活動など。

(道南連携地域：渡島・檜山)

- ・ 地元での道南スギの消費拡大に向けたPRや木育活動、協働による森づくりを通じた豊かな海づくり等を目指す「檜山地域日本海グリーンベルト構想」の推進など。

(道北連携地域：上川・宗谷・留萌)

- ・ 地域が一体となった森林認証材の利用促進、パネル展の開催による地域材の利用推進、クリーンラーチ採種園整備の取組など。

(オホーツク連携地域：オホーツク)

- ・ 木製スプーンなどの地域材製品を活用した地域PRの取組、地域関係者を対象として森林施業技術等の交流会や研修会の実施、全国育樹祭園域イベントをはじめとした木育活動など。

(十勝連携地域：十勝)

- ・ コロナ禍における地域材製品への転換を促すPR活動、教育関係や木育マイスターなどとの連携による木育活動など。

(釧路・根室連携地域：釧路・根室)

- ・ 木材(地域材)利用を考えるフォーラムの開催、関係者と連携した技術向上研修など。

IV 多様な主体との連携による森林づくりの推進

- ・ 民有林と国有林が一体となった森林づくりを推進するため、道と森林管理局による「林政連絡会議」や地域の課題解決のための各種現地検討会・セミナーの開催など多様な取組を実施。

第2部 令和2年度に講じた施策

第1章 森林づくり施策の基本方向

北海道森林づくり基本計画に基づき、「森林資源の循環利用の推進」と「木育の推進」を柱とした取組を一層推進するため、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に展開。

第2章 令和2年度森林づくりに講じた施策

I 令和2年度の主な施策について

北海道森林づくり条例に定める基本理念の実現に向け、北海道森林づくり基本計画の施策推進の基本的な方向に沿って、森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、次の施策を重点的に展開。

(森林資源の循環利用の推進)

- ・ 着実な再造林
- ・ 原木の安定的な供給体制の構築
- ・ 林業事業者の育成
- ・ 地域材の利用の促進
- ・ 自然災害に強い森林づくりの推進

(木育の推進)

- ・ 木育マイスター等と連携した木育活動
- ・ 子育て世代とその子どもに対する木育活動
- ・ 第44回全国育樹祭の開催に向けた取組